

静岡文化芸術大学長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学学則（以下「学則」という。）第25条の2第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、大学に入学を許可され、身体に障害がある等の事情により、学則第17条に規定する標準修業年限で卒業することが困難であると認められる者とする。

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は、1年を単位とし、入学時から起算して6年を限度とする。

2 休学の期間は、前項の期間に算入しない。

(申請)

第4条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の1ヶ月前（入学予定者にあつては、別に定める日）までに学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 長期履修計画書
- (3) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (4) その他学長が必要と認める書類

(長期履修の許可)

第5条 前条の申請に対しては、申請者の所属する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修期間を変更する場合は、所属の学部長及び学科長の了承を得て、長期履修変更申請書を別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

第7条 長期履修期間の変更の許可は、学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(長期履修の許可の取消し)

第8条 長期履修学生が学則に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、学部教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことが

できる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月31日から施行し、平成30年度在學生から適用する。